

## 公共工事の前金払に関する財務規則の一部改正について

1. 公共工事の前金払できる公共工事の請負代金額又は委託金額が下記のとおり改正になりました。

### ○改定前（財務規則第87条第1項）

命令機関は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規程する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証に係る公共工事に要する経費については、当該公共工事の請負代金額又は委託金額が1,000万円以上である場合に限り、その4割以内（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造に係るものにあつては、3割以内）の額の前金払をすることができる。

### ○改正後（財務規則第87条第1項）

.....  
.....当該公共工事に請負代金額又は委託金額が130万円を超える場合に限り、.....

2. 施行日

平成26年6月1日